

第1回御殿場市新型コロナウイルス対策本部会議

令和2年2月25日(火)
市役所本館3階大会議室

次 第

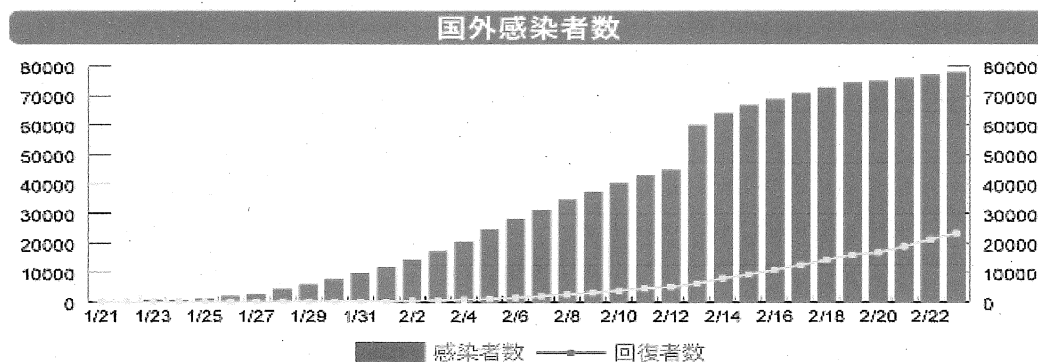
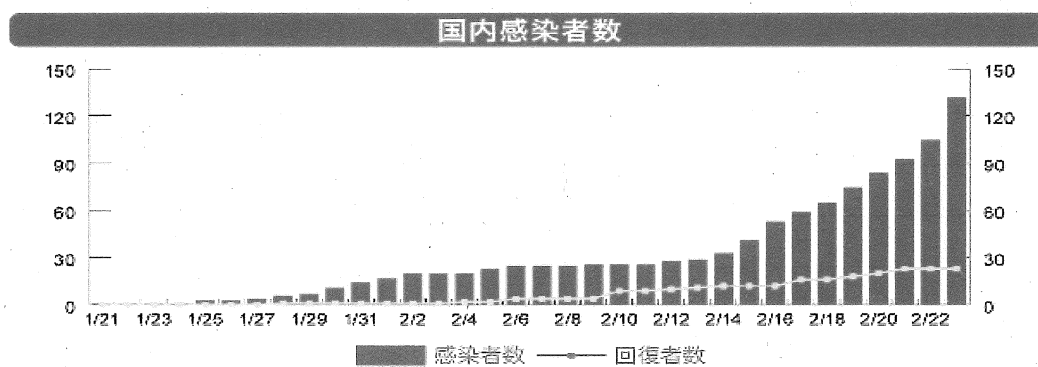
- 1 開 会
- 2 発生状況と現状等
- 3 各課の対応状況
- 4 今後の方針
- 5 本部長指示
- 6 閉会

国内外の発生の状況

出典：国内 2月24日10時時点 厚生労働省発表・Johns Hopkins CSSE、 更新日時：2月24日18時00分
 国外 2月23日時点 WHO 発表・Johns Hopkins CSSE、クルーズ船 2月21日時点 厚生労働省発表

国内		国外	
感染者数	死亡者数	感染者数	死亡者数
147	1	78,045	2,459
(前日比+15)	(前日比±0)	(前日比+990)	(前日比+103)
回復者数	23	回復者数	23,372
	(前日比±0)		(前日比+2,136)

その他、横浜港に到着したクルーズ船：感染者数 **634** 死亡者数 **2**



出典：2月23日時点 厚生労働省発表

都道府県別患者数			
症状があり、感染が確定した方の数（無症状の方などは含まれていません）			
北海道	25	和歌山県	11
東京都	18	福岡県	2
神奈川県	11	熊本県	3
埼玉県	2	沖縄県	3
千葉県	7		
栃木県	1		
石川県	1		
愛知県	15		
三重県	1		
大阪府	1		
京都府	2		
奈良県	1		

海外在住ほか 11

■ 10人以上 ■ 5人以上 ■ 1人以上 ■ 報告なし

※居住地別、国内発生事例（クルーズ船・帰国チャーター便事例などは含まれていません）

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年2月18日17時時点

	中 国※3	香港	マカオ	日 本※1	韓国	台湾	シンガ ポール	ネパール	タイ	ベトナム	
患者数	72436	60	10	66	30	22	77	1	35	16	
死亡者数	1868	1	0	1	0	1	0	0	0	0	
	マレーシ ア	オースト ラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジ ア	スリランカ	UAE	フィン ランド	
患者数	22	15	15	8	12	16	1	1	9	1	
死亡者数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェー デン	スペイン	ベルギー	エジプト	その他※ 2	合計
患者数	3	3	3	9	2	1	2	1	1	542	73420
死亡者数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1873

※1 うち13例は無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）

※2 国際輸送案件として、日本において、クルーズ船の乗員乗客、検疫官のうち、542例が陽性と確認された件

- 我が国では、1月15日以降、現在までに有症状47例・無症状12例が確認された。国内での感染が否定できない例として、A-6（国内6例目）は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、A-8（国内8例目）は当該バスのガイドとして業務に従事。A-12（国内13例目）の方もA-6（国内6例目）の方の運転するバスにガイドとして乗車。A-16（国内21例目）については、勤務先で中国からの観光客（1日300人程度）を接客しており、本人は、湖北省から来日したと思われる観光客も含まれていたと話している。A-17（国内26例目）はダイヤモンドプリンセス号の検疫業務に従事していた検疫官。このほかの発生状況の詳細については調査中。

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

＜国内事例（チャーター便を除く）＞

※令和2年2月17日18時現在

	年代	性別	湖北省滞在歴	確定日	濃厚接触者
A-1(国内1例目、神奈川)	30代	男性	あり	1月15日	38名特定(健康観察終了)
A-2(国内2例目、東京)	40代	男性	あり	1月24日	32名特定(健康観察終了)
A-3(国内3例目、東京)	30代	女性	あり	1月25日	7名特定(健康観察終了)
A-4(国内4例目、愛知)	40代	男性	あり	1月26日	2名特定(健康観察終了)
A-5(国内5例目、愛知)	40代	男性	あり	1月28日	3名特定(健康観察終了)
A-6(国内6例目、奈良)	60代	男性	なし	1月28日	22名特定(健康観察終了)
A-7(国内7例目、北海道)	40代	女性	あり	1月28日	2名特定(健康観察終了)
A-8(国内8例目、大阪)	40代	女性	なし	1月29日	2名特定(健康観察終了)
A-9(国内10例目、三重)	50代(	男性	あり	1月30日	3名特定(健康観察終了)
A-10(国内11例目、東京)	30代	女性	あり	1月30日	4名特定(健康観察終了)
A-11(国内12例目、京都)	20代	女性	あり	1月30日	なし
A-12(国内13例目、千葉)	20代	女性	なし	1月31日	1名特定(健康観察終了)
A-13(国内17例目、千葉)	30代	女性	あり	2月4日	6名特定(健康観察中) ※うち1名は20例目
A-14(国内19例目、東京)	50代	男性	あり	2月4日	調査中
A-15(国内20例目、千葉)	40代	男性	あり	2月5日	6名特定(健康観察中) うち1名は13例目
A-16(国内21例目、京都)	20代	男性	なし	2月4日	1名特定(健康観察中)
A-17(国内26例目、神奈川)	50代	男性	なし	2月11日	調査中
A-18(国内27例目、神奈川)	80代	女性	なし	2月13日	調査中
A-19(国内28例目、東京)	70代	男性	なし	2月13日	調査中
A-20(国内29例目、和歌山)	50代	男性	なし	2月13日	調査中
A-21(国内30例目、千葉)	20代	男性	なし	2月13日	調査中
A-22(国内31例目、和歌山)	70代	男性	なし	2月14日	調査中
A-23(国内32例目、沖縄)	60代	女性	なし	2月14日	調査中

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年2月17日18時現在

＜国内事例（チャーター便を除く）＞

	年代	性別	湖北省滞在歴	確定日	濃厚接触者
A-24(国内33例目、東京)	50代	女性	なし	2月14日	調査中
A-25(国内34例目、東京)	70代	男性	なし	2月14日	調査中
A-26(国内35例目、愛知)	60代	男性	なし	2月14日	3名特定(健康観察中)
A-27(国内36例目、北海道)	50代	男性	なし	2月14日	4名特定(健康観察中)
A-28(国内37例目、神奈川県)	30代	男性	なし	2月14日	調査中
A-29(国内38例目、和歌山県)	50代	男性	なし	2月15日	調査中
A-30(国内39例目、和歌山県)	50代	女性	なし	2月15日	調査中
A-31(国内40例目、和歌山県)	60代	男性	調査中	2月15日	調査中
A-32(国内41例目、東京都)	40代	男性	なし	2月15日	調査中
A-33(国内42例目、東京都)	60代	女性	調査中	2月15日	調査中
A-34(国内43例目、愛知県)	60代	女性	調査中	2月15日	調査中
A-35(国内44例目、愛知)	60代	男性	なし	2月16日	調査中
A-36(国内45例目、東京)	30代	男性	なし	2月16日	調査中
A-37(国内46例目、東京)	60代	男性	なし	2月16日	調査中
A-38(国内47例目、東京)	60代	男性	なし	2月16日	調査中
A-39(国内48例目、神奈川)	40代	女性	なし	2月17日	調査中
A-40(国内49例目、東京)	50代	男性	なし	2月17日	調査中
A-41(国内50例目、和歌山)	調査中	女性	なし	2月17日	調査中
A-42(国内51例目、和歌山)	50代	男性	なし	2月17日	調査中
A-43(国内52例目、和歌山)	50代	男性	なし	2月17日	調査中
A-44(国内53例目、名古屋)	60代	男性	なし	2月17日	調査中

現在入院中の者：
44人中31人

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

＜国内事例（チャーター便を除く：無症状病原体保有者）※症状はないが、検査が陽性となった者＞

※令和2年2月17日18時現在

	年代	性別	湖北省滞在歴	確定日	濃厚接触者
1例目	80代	男性	調査中	2月15日	調査中
2例目	50代	女性	調査中	2月15日	調査中
3例目	50代	男性	調査中	2月15日	調査中
4例目	70代	男性	調査中	2月15日	調査中
5例目	70代	男性	調査中	2月15日	調査中
6例目	40代	男性	調査中	2月15日	調査中
7例目	30代	男性	調査中	2月16日	調査中
8例目	60代	男性	調査中	2月16日	調査中
9例目	調査中	女性	なし	2月17日	調査中

いずれも入院予定
とのことだが、詳細
は確認中。

＜チャーター便帰国者（有症状者）＞

	年代	性別	湖北省滞在歴	確定日	濃厚接触者
B-1 (国内9例目)	50代	男性	あり	1月30日	なし
B-2 (国内14例目)	40代	男性	あり	2月1日	なし
B-3 (国内15例目)	40代	男性	あり	2月1日	2名特定(健康観察終了)
B-4 (国内16例目)	40代	男性	あり	2月1日	11名特定(健康観察中)
B-5 (国内18例目)	50代	女性	あり	2月4日	なし
B-6 (国内22例目)	50代	男性	あり	2月5日	なし
B-7 (国内23例目)	20代	男性	あり	2月8日	2名特定(健康観察中)
B-8 (国内24例目)	40代	男性	あり	2月10日	2名特定(健康観察中)
B-9 (国内25例目)	50代	男性	あり	2月10日	なし

現在入院中の者：
9人中5人

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

＜チャーター便帰国者（無症状病原体保有者）＞ ※症状はないが、検査が陽性となった者

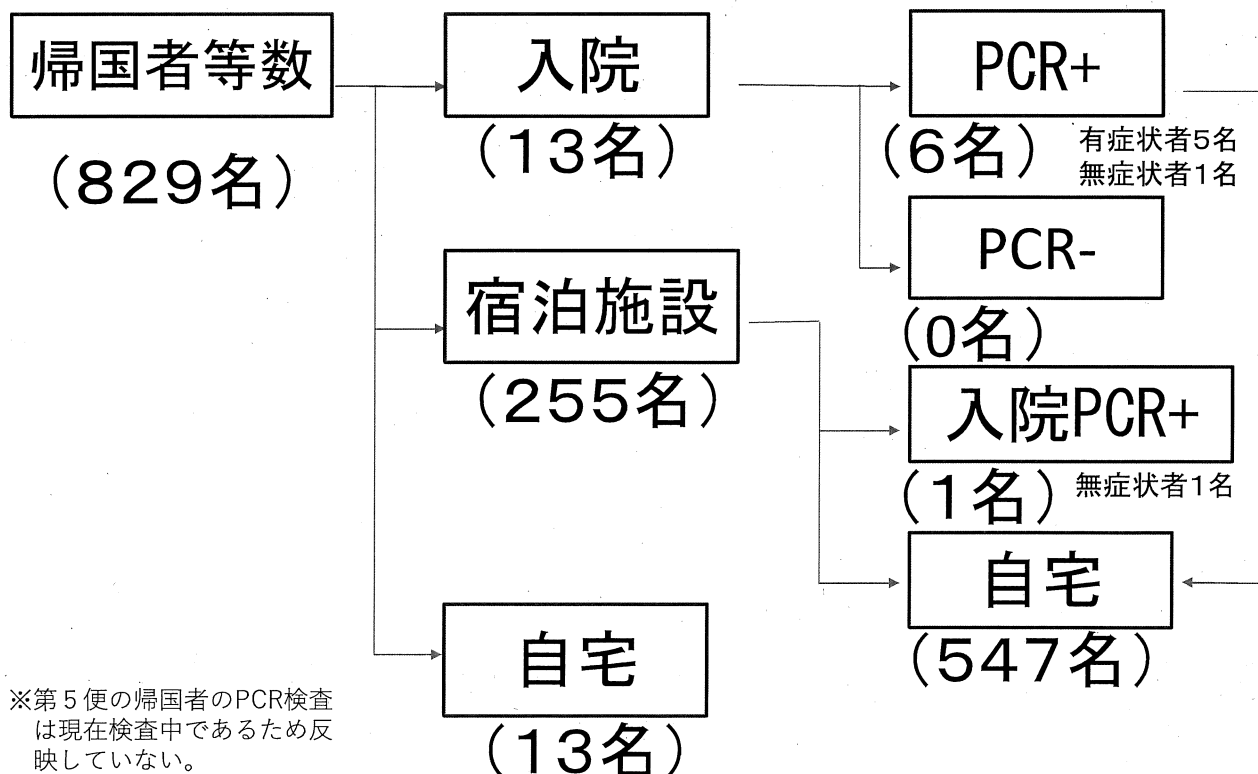
※令和2年2月17日18時現在

	年齢	性別	湖北省滞在歴	確定日	濃厚接触者
1例目	40代	男性	あり	1月30日	調査中
2例目	50代	女性	あり	1月30日	9名特定（健康観察終了）
3例目	30代	男性	あり	1月31日	なし
4例目	50代	男性	あり	1月31日	なし
5例目	30代	男性	あり	2月1日	なし
6例目	60代	女性	あり	2月14日	なし

※1例目は、2月1日に発熱等の症状が認められたため、B-4（国内16例目）として記載。
 ※4例目は、1月31日に発熱等の症状が認められたため、B-6（国内22例目）として記載。

現在入院中の者：
4人中2人

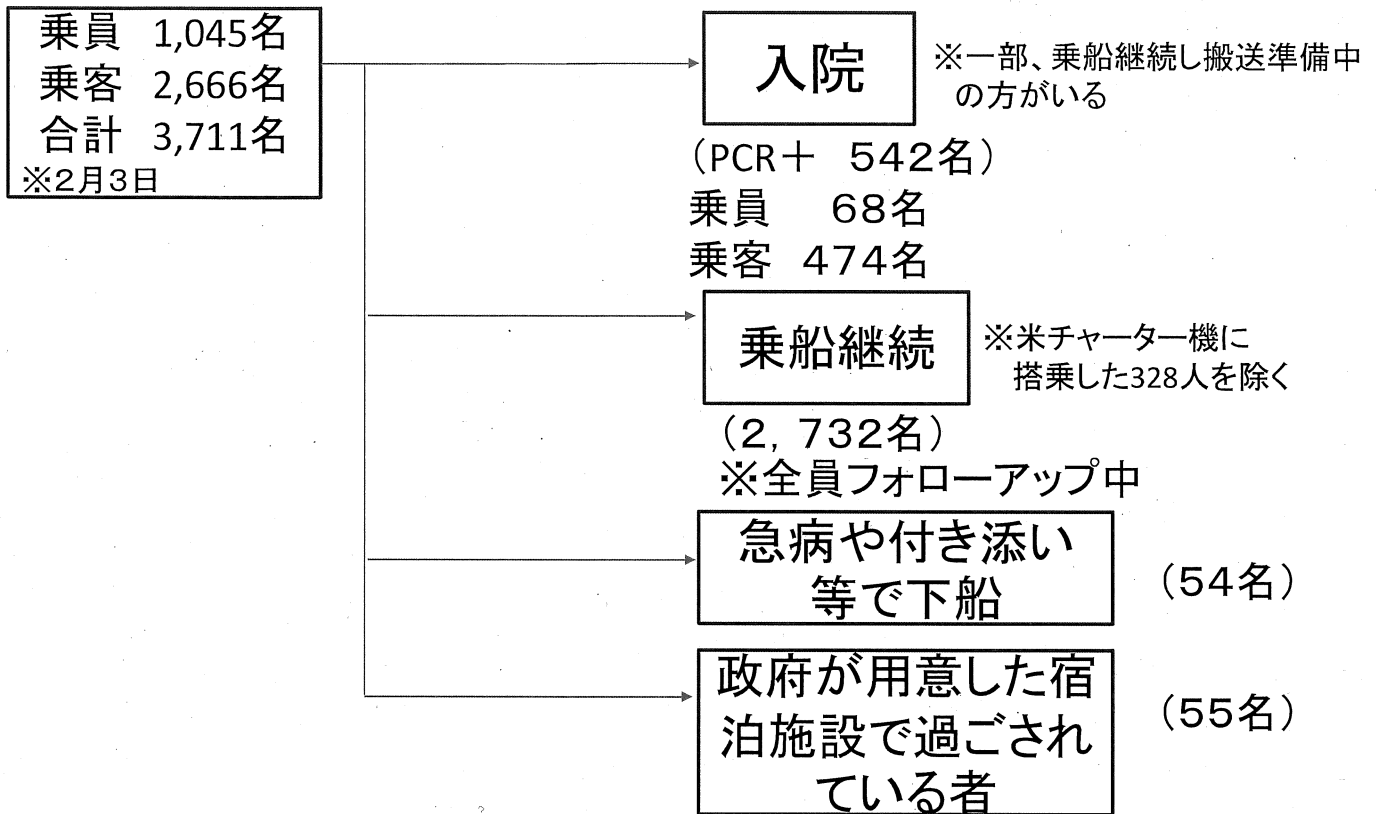
帰国者等の現在の滞在場所（2月17日18:00現在）



2/15付けで13名全員のフォローアップ期間終了

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員の現在の状況

2月18日(火)17:00時点



新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- (妊婦の方へ)
妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
(お子様をお持ちの方へ)
小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。^{せき}発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（^{けんたいかん}倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは^{ひまつ}飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



<御殿場市民の方の問い合わせ先>

御殿場保健所 帰国者・接触者相談センター

電話番号 0550-82-1224 (受付時間: 平日8:30~17:15)
090-3309-6707 (受付時間: 上記を除く24時間)

一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

御殿場市電話相談窓口(健康推進課) 電話番号: 0550-82-1111
受付時間: 平日8:30~17:15

令和2年2月17日改訂版

各課の対応と現状について

【健康推進課】

- ・新型コロナウイルス対策本部室会議の開催（1/29・2/14）
- ・御殿場市電話相談窓口開設（1/29）
- ・HP 内、Facebook「新型コロナウイルス関連情報」を掲載対応（1/29）
- ・テレビ局・新聞社の対応
- ・医師会・県との情報共有
- ・新型コロナ関連情報収集
- ・各課からの相談への対応
- ・備蓄品の確認

【救急医療課】

- ・第1回以降、疑い患者の受診なし
- ・大型商業施設の従業員から心配なので検査してもらえるかという問合せあり、保健所を紹介
- ・2/13 夕方、保健所に疑いのある患者や検体の採取状況について問合せ
→現時点での検査の事例なし

【警防課】

- ・疑いのある方の救急搬送なし
- ・疑いがあれば保健所と情報共有して対応する
- ・駿東田方メディカルコントロール協議会でも統一した情報共有をし、疑いのある患者を搬送した場合は地区で搬送の共有をしているが、今のところそのような報告なし
- ・ドクターヘリの運用について、疑いのある患者はドクターヘリでの搬送は行わない
- ・2/17 駿東田方賀茂地域のメディカルコントロール協議会と保健所で調整会議開催予定
東部地区すべての保健所と消防で医療体制について会議を行う。新たな指針が出るかもしれない

【人事課】

- ・職員のマスク着用についての掲示物作成（1/30）
- ・咳エチケットや手洗いについての周知（1/31）
- ・これまでに職員からの問合せなし
- ・人事院から感染症が出た場合や疑いのある事例が出た場合の職員としての対応についての通知あり。周知していく

【管財課】

- ・アルコール消毒液を本庁および東館 1 階の窓口に設置

【観光交流課】

- ・厚労省からの文書と併せて市HPに情報があるということを記載した文書を、把握している範囲の施設 200 弱に FAX やメールで送付
- ・県観光協会調査（2/7）県内の宿泊施設で約 9 万名のキャンセル
- ・市主要施設に電話で調査（1/28 と 2/7）施設によって影響度は様々だが、宿泊施設に影響が出てきている
- ・各種観光施設でも影響が出ているところはいくつかある

【商工振興課】

- ・引き続き市場状況の情報収集に努めている
- ・小売店ではマスク・除菌ウェットティッシュ・アルコールが品切れの状態。店頭に並んでもすぐに売り切れてしまう
- ・飲食店や接客業などはマスクをして対応する旨の掲示
- ・県内の一部金融機関で緊急融資を行う
- ・静岡県貸付制度があり、条件を拡大し、コロナウイルス対応の枠を設けた

【総務課】

- ・選挙当日、職員はマスク着用の推奨。当日の立会人についてのマスクを準備
- ・すべての投票所にアルコール消毒を設置
- ・県からの情報提供メールが来たものは、健康推進課に転送し情報共有

【魅力発信課】

- ・HPのトップページに緊急情報として掲載
- ・フェイスブックは情報提供とデマ打消しの対応の 2 回
- ・同報無線で感染症予防について放送（1/31、2/1、2/16、2/17）
- ・随時必要な情報発信があればすぐに対応する

課題

- ・医療機関から防護服の支援を求められている
- ・商業施設等から市から情報提供などしてもらえないかとの問合せ多い
- ・中国から帰国した人への風評被害が懸念される
- ・各課に帰国者に関する問合せが直接入った場合、どのように情報を吸い上げるか決めておいた方がよいのではないか
- ・終息の目途が立たない中、行政として今後控えているイベント等をどのようにしていくか

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、御殿場市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、法第35条第1項の規定に基づき市長をもって充て、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長が、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 本部員は、御殿場市及び御殿場市・小山町広域行政組合の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(本部会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「本部会議」という。）を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を本部会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(本部室)

第4条 本部長は、対策本部に本部室を置く。

2 本部室に本部室員を置く。

3 本部室員は、御殿場市及び御殿場市・小山町広域行政組合の職員のうちから、本部長が任命し、又は委嘱する。

(班)

第5条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に班を置くことができる。

2 班に班長を置き、本部長の指名する本部員及び職員をもって充てる。

3 班長は、班の事務を掌理する。

4 班に属する職員は、本部長が指名する。

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、御殿場市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年御殿場市条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、御殿場市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下この条において「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条第2項に規定する新型インフルエンザ等対策本部長の職務を代理する副本部長の順位は、次のとおりとする。

第1順位 健康福祉部担当副市長

第2順位 健康福祉部担当副市長以外の副市長

第3順位 教育長

(本部員)

第3条 条例第2条第3項に規定する新型インフルエンザ等対策本部員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部室員)

第4条 条例第4条第2項に規定する本部室員は、別表第2に掲げる職員をもって充てる。

(班等)

第5条 対策本部に、別表第3に掲げる班を置く。

2 班に班長及び班員を置き、班員として別表第3に掲げる職員のうちから、本部長が任命し、又は委嘱する。

(本部室会議)

第6条 新型インフルエンザ等の対策を検討するため、市長が必要と認めるときは、御殿場市新型インフルエンザ等対策本部室会議（以下「本部室会議」という。）を置くことができる。

2 本部室会議は、本部室員の職にある者をもって組織する。

3 本部室会議に、委員長及び副委員長1人を置く。

4 委員長は、健康推進課長をもって充て、副委員長は、危機管理課長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、本部室会議を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 本部室会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

8 委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

9 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

附 則

この規則は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

別表第1（第3条関係）

御殿場市・小山町広域行政組合消防長 健康福祉部長 危機管理監 企画部長 総務部長 市民部長 環境部長 産業スポーツ部長 都市建設部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長 御殿場市・小山町広域行政組合事務局長

別表第2（第4条関係）

健康推進課長 危機管理課長 秘書課長 企画課長 魅力発信課長 総務課長 人事課長 財政課長 管財課長 救急医療課長 教育総務課長 御殿場市・小山町広域行政組合警防課長
--

別表第3（第5条関係）

班	班長	班員
総括班	健康福祉部長	健康福祉部に属する職員
危機管理班	危機管理監	危機管理課に属する職員
企画班	企画部長	企画部に属する職員
総務班	総務部長	総務部又は監査委員事務局に属する職員
市民班	市民部長	市民部に属する職員
環境班	環境部長	環境部に属する職員
産業スポーツ班	産業スポーツ部長	産業スポーツ部に属する職員
都市建設班	都市建設部長	都市建設部に属する職員
会計班	会計管理者	会計課に属する職員
教育班	教育部長	教育部に属する職員
議会班	議会事務局長	議会事務局に属する職員
広域行政班	御殿場市・小山町 広域行政組合事務局長	御殿場市・小山町広域行政組合事務局に属する職員
消防班	御殿場市・小山町 広域行政組合消防長	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部に属する職員
御殿場地域振興センター班	御殿場地域振興センター所長	御殿場地域振興センターに属する職員
富士岡支所班	富士岡支所長	富士岡支所に属する職員
原里支所班	原里支所長	原里支所に属する職員
玉穂支所班	玉穂支所長	玉穂支所に属する職員
印野支所班	印野支所長	印野支所に属する職員
高根支所班	高根支所長	高根支所に属する職員